

原子力発第12080号
平成24年 8月 2日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

工場又は事業所外におけるL型輸送物の保管状況調査に関する
国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

工場又は事業所外におけるL型輸送物の保管状況調査に関して、平成24年7月27日付けで文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

24科原安第19号
平成24年7月27日

各許可届出使用者
各届出販売業者
各届出賃貸業者
各許可廃棄業者 殿

文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課放射線規制室長 南山 力生



(印影印刷)

工場又は事業所外におけるL型輸送物の保管状況調査について

今般、原子力発電所において検査に用いられ、放射性物質によって汚染された検査機器等を収納し原子力発電所外に搬出されたL型輸送物が、原子力施設に係る周辺監視区域外の厳格な物品管理を行うのにふさわしくない区域において、長期間保管されていたことが別添のとおり原子力安全・保安院の調査において確認されました。

このため、文部科学省は、放射性同位元素等を取り扱っている貴事業所に対し、適切な管理が行われることを求めます。また同時に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく工場又は事業所においても同様の事例がないか確認します。

つきましては、貴事業所の管理下にある検査機器等を収納したL型輸送物が、今回のように、工場又は事業所の外において保管されている事案の有無に関して可能な限り調査し、該当事案があった場合には、本年8月10日までにその調査結果を別紙のとおり御連絡ください。

(別紙)

工場又は事業所外におけるL型輸送物の保管状況に関する報告方法について

工場又は事業所の外においてL型輸送物が、今回のように保管されている事例が確認された場合、下記の通り、当室までE-mailで8月10日(金)までに御連絡いただけるようお願いします。

記

1. 対象となる事案

放射線障害防止法に基づく許可届出使用者、許可廃棄業者、届出販売業者及び届出賃貸業者の管理下にある検査機器等を収納したL型輸送物が、今回のように、工場又は事業所の外において保管されている事案

2. E-mailのタイトル

【輸送物保管状況に関する調査結果】(事業所名)

3. 本文記載事項

- ・ 上記対象事案の概要
- ・ 連絡先(担当部署・担当者名・電話・FAX・E-mailアドレス)

4. 宛先

genhosya@mext.go.jp

5. その他

何らかの理由によりE-mailによる報告が行えない場合は、下記連絡先のFAX番号まで上記項目を記載した文書を送付してください。その際、必ず事前に電話でFAXを送付する旨お知らせください。

(本件連絡先)

文部科学省 科学技術・学術政策局
原子力安全課 放射線規制室 総括係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL: 03-5253-4111[内線4044]
FAX: 03-6734-4048